

白馬村避難支援プラン
全体計画

平成21年10月

令和2年3月31日改正

I	総 則	1
1	目 的	1
2	位置づけ	1
3	構 成	1
4	対象とする避難行動要支援者	2
II	避難行動要支援者に関する情報	3
1	避難行動要支援者に関する情報の共有化	3
2	白馬村避難行動要支援者登録制度（仮称）	3
III	避難行動要支援者の支援	4
1	避難行動要支援者支援班	4
2	地域（近隣）の共助による支援	4
IV	避難行動要支援者への情報伝達	5
1	災害に関する情報	5
2	情報の伝達手段	6
3	防災情報の周知と活用	6
V	避難行動要支援者の安否確認	7
1	安否確認の方法	7
2	安否情報窓口の設置	7
VI	避難行動要支援者の避難誘導、避難所における支援	7
1	避難誘導の手段・経路等	7
2	避難所における支援対策	7
3	福祉避難所の指定	8
VII	避難行動要支援者参加型避難訓練の実施	8
1	避難行動要支援者参加型避難訓練の実施	8
VIII	個別計画作成の進め方	9
1	個別計画作成の推進	9
2	避難支援者の決定	9
3	守秘義務の確保	9
4	個別計画の管理	10

IX 避難支援プラン実施の流れ	11
1 実施に向けて準備すべきこと（計画レベル）	12
2 災害時に実施すべきこと（実行レベル）	13

(参考資料)

- I 白馬村避難行動要支援者支援制度実施要綱
- II 避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳（記入例）
- III 避難行動要支援者登録名簿（記入例）

I 総 則

1 目 的

近年、集中豪雨や台風による風水害・土砂災害、地震災害などの大きな災害が全国各地で発生している。これらの災害において、被災者に目を向けると、高齢者や障がい者等の避難に時間を要する避難行動要支援者の被災が特に目立っている。

こうした事態を避けるためには、気象予報・警報、土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制をあらかじめ整えること、そして、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整備することが必要である。

白馬村避難支援プランは、国の「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本村における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方等を明らかにしたものである。本プランは、避難行動要支援者の自助と地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を通じて、より安心・安全な地域を実現することを目的としている。

なお、本プランでは、避難行動要支援者の避難支援対策を推進する上で重要な役割を担う、行政区、自主防災組織、白馬村民生児童委員協議会、白馬村社会福祉協議会、白馬村地域包括支援センター、白馬村消防団を総称して、関係機関・団体という。

2 位置づけ

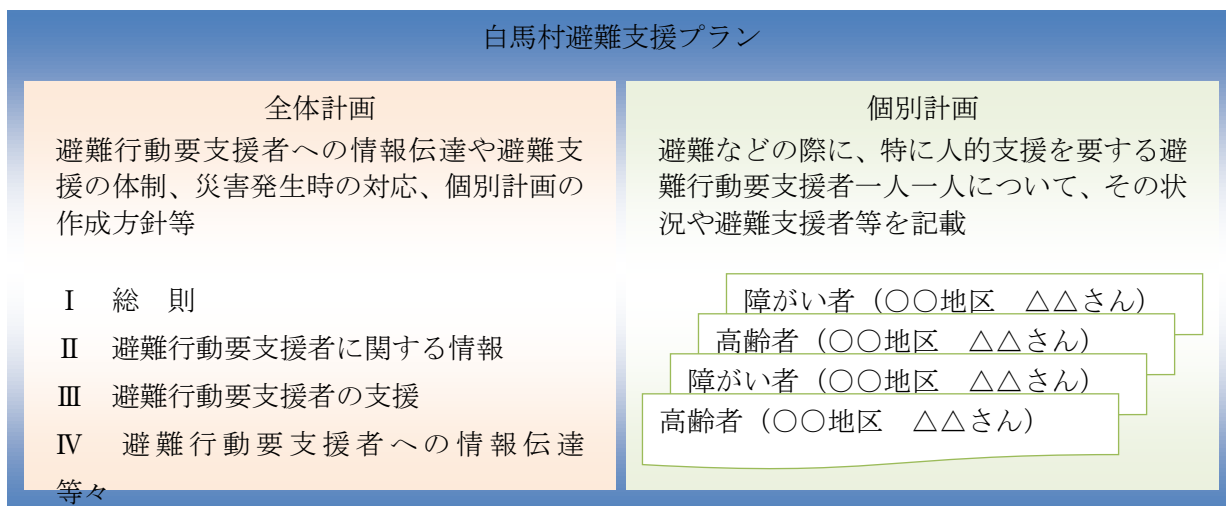
本プランは、白馬村地域防災計画第8章災害弱者計画について、避難行動要支援者に係る情報伝達と避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。

3 構 成

本プランは、「全体計画」と「個別計画」により構成される。

「全体計画」では、避難行動要支援者への情報伝達や避難支援の体制、災害発生時の対応、個別計画の作成方針等の基本的な事項を定める。

「個別計画」は、避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者一人一人について、その状況や避難支援者等を具体的に記載したものである。



4 対象とする避難行動要支援者

本プランの対象となる避難行動要支援者は、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握・判断して、安全な場所へ避難するといった、一連の行動をとるのに支援を要する次の者とする。

介護保険における要介護・要支援認定者	障がい者
妊産婦及び乳幼児	難病患者
日本語に不慣れな在住外国人	その他一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯

上記の避難行動要支援者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要である。特に災害発生時には、それぞれの特徴やニーズ（表1）を理解した上で、それらに沿った対策を適切かつ速やかに実施する必要がある。

表1 避難行動要支援者の特徴及びニーズ

区分		特徴	災害時のニーズ
高齢者	一人暮らし高齢者等	・基本的には自分で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある	・災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる
	(寝たきり)要介護高齢者	・食事、排雪、衣服の着脱、入浴などの日常生活をする上で他人の介助が必要であり、自力で行動できない	・災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる ・避難する際は、車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要となることがある
	認知症高齢者	・記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある	・災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる
身体障がい者	視覚障がい者	・視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い	・災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため。避難誘導等の援助が必要となる
	聴覚障がい者	・音声による避難・誘導の指示が認識できない、補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等であり	・補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要となる
	言語障がい者	・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である	・災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる
	肢体不自由者	・体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い	・災害時には、歩行の補助や、車いす等の補助器具が必要となる
	内部障がい者	・ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である	・避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある ・継続治療できなくなる傾向がある ・透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる
知的障がい者	・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺がみられる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる ・施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い	・気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる ・通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す	

精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人は自分で判断し、行動できる、適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要がある ・自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる
乳幼児 児童	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が低いほど、用語が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である ・被災により、保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合、保育所等への緊急入所が必要となる
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車いす等を用意したり、車などの移動手段が必要となる
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる ・母国語による情報提供や相談が必要となる

(資料)「災害時要援護者対策ガイドライン」(日本赤十字社)

II 避難行動要支援者に関する情報

1 避難行動要支援者に関する情報の共有化

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難所における生活支援等を的確に行うため、また、災害発生時に備えた活動として、避難行動要支援者マップ(災害時支えあいマップ)の作成や、行政区や自主防災組織、民生児童委員による日常の見守り活動等を実施するためには、まず、避難行動要支援者を把握すること、次に関係機関・団体間でその情報を共有化することが必要である。

そのため、村の通常業務等を通じて、日頃から避難行動要支援者の居住地や生活状況等、高齢者・障がい者関係施設等の場所や状況の把握に努め、これらの情報を関係機関・団体間で共有化することとする。なお、本人の同意を得られていない情報については、白馬村情報公開審査会の意見を取り扱うものとする。

2 白馬村避難行動要支援者登録制度

避難行動要支援者に関する情報は、白馬村避難行動要支援者登録制度を創設し、次の方式により収集する。

(1) 手上げ方式

災害時の避難支援を希望し、平常時から関係機関・団体に個人情報を開示することに同意する者は、避難行動要支援者登録申請書(別紙)に必要事項を記入し、村長に提出するものとする。当該事項に変更が生じた場合も、同様とする。

(2) 同意方式

行政区や自主防災組織、民生児童委員と連携し、地域において支援が必要な者を把握し、登録を直接働きかける。また、各種認定や各種手帳等の申請・交付の際には、窓口において本人や家族等に登録を働きかける。

登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて、登録者本人から同意を得ることとする。

なお、制度の運用にあたっては、まず、村の通常業務等を通じて把握した情報を関係機関・団体間で共有し、その後、個別計画の作成にあたって必要な情報をきめ細かく把握するため、同意方式により避難行動要支援者本人から登録意向を確認しつつ進めることとする。また、手上げ方式は、登録を広く呼びかける方法の一つとしても位置づけ、実施することとする。

III 避難行動要支援者の支援

1 避難行動要支援者支援班

役場内に「避難行動要支援者支援班」を設置し、避難行動要支援者の支援対策を推進する。避難行動要支援者支援班の位置づけ、構成及び業務は以下のとおりとする。

(1) 避難行動要支援者支援班の位置づけ

平常時は、健康福祉課内に設置し、災害時には、災害対策本部中、救護部救護班内に設置する。

(2) 避難行動要支援者支援班の構成

平常時の構成は、班長（健康福祉課長）、班員（健康福祉課福祉担当、総務課防災担当）とし、特に避難支援体制の整備にあたっては、関係機関・団体の参加を得ながら進めることとする。

(3) 避難行動要支援者支援班の業務

平常時には、避難行動要支援者に関する情報の共有化、個別計画の作成、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、白馬村避難行動要支援者登録制度の周知・広報等を行う。災害時には、避難情報の伝達、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所との連携・情報共有等を行う。

2 地域（近隣）の共助による支援

避難行動要支援者の支援にあたっては、地域（近隣）の共助の力が重要となる。地域における各種活動を、近隣住民同士のつながりや協力関係を深める機会としてとらえ、地域（近隣）の共助の力の底上げを図る。

同時に、関係機関・団体と連携し、地域における避難行動要支援者支援に関する人材の育成を支援するなど、地域に対する支援の充実も図る。

IV 避難行動要支援者への情報伝達

1 災害に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生する恐れがある場合には、避難準備情報や避難勧告・指示を発表・発令する（表2）。このほか、災害に関する情報や避難生活に必要な情報なども、必要に応じて伝達する。

表2 避難情報発令時の状況と災害発生予測との関連、

	発令時の状況	災害発生（予測）との関係	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害の発生する可能性が高まった状況で避難行動要支援者等、特に避難行動に要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要とされる段階 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生予測時刻まであと90～120分程度 自主避難の要請の場合は、夕刻前や天候の悪化等避難が困難となる状況を把握した時点 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所へ避難行動を開始する（避難支援者は支援行動を開始する） 上記以外の者は、家族等との連絡や非常用持出品の用意等避難準備を開始する 今後の天候の悪化、夜が近づくと、浸水が広まるなどの状況から、必要と判断する住民が自主的に避難を開始する
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生予測時刻まであと60分程度 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始する
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が（非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生予測時刻まであと30分もない程度 やむを得ず予測なく発生した災害については、人的被害の発生直後 	<ul style="list-style-type: none"> 避難中（避難勧告等の発令後）の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する 未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移る 災害発生までに避難が完了するいとまがない場合は、声明を守る最低限の行動をとる

2 情報の伝達手段

災害に関する情報は、主に表3の手段により住民に伝達する。

表3 情報伝達の手段

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
ρ 防災行政無線による放送	○	
ρ 広報車両等による広報	○	
ρ 放送事業者への情報提供による放送	○	○
ρ 村ホームページへの掲載	※	○
ρ 臨時広報誌の発行	※	○

※対応する機能やソフトがあれば、音声での読み上げも可能

避難行動要支援者への情報伝達は、表3の手段に加えて、避難に時間を要する場合があることや、視覚障がい者・聴覚障がい者に対応できるもの、在住外国人に対応する言語等を考慮する必要がある。これらの点については、関係機関・団体に加えて、国際関係団体のネットワークを活用しながら、災害発生時に迅速かつ確実に情報を伝達できる体制を整備することとする。

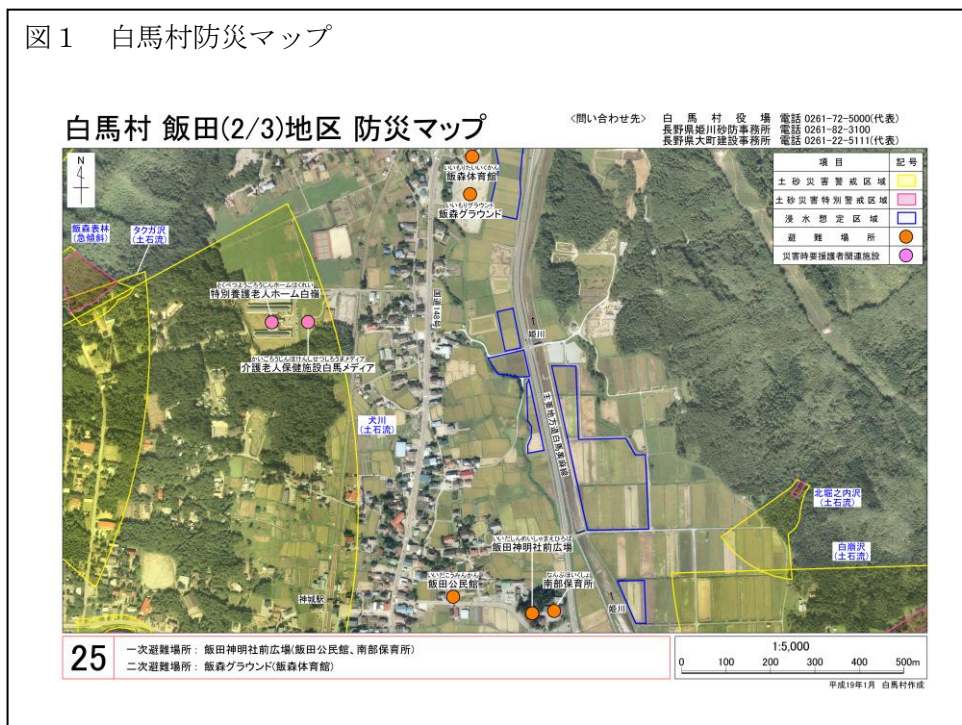
なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者をはじめとする近隣住民が避難行動要支援者宅を訪問して、災害に関する情報を直接伝達することとする。

3 防災情報の周知と活用

白馬村防災マップ（図1）には、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険箇所、避難場所や避難行動要支援者関連施設の位置等の避難支援に必要な情報が図示されており、地域内の危険箇所の確認や災害発生時の避難経路の確認等に活用されることが望ましい。

地域の防災活動において、このマップが十分に活用されるように、説明会などを通じて周知に努めるとともに、各世帯への配布やホームページへの掲載等を通じて、住民の地域防災に関する意識の向上を図るものとする。

図1 白馬村防災マップ



V 避難行動要支援者の安否確認

1 安否確認の方法

避難行動要支援者の安否は、次の方法により確認する。

避難場所における避難者名簿	民生児童委員の調査に基づく報告
障がい者・福祉関係団体の調査に基づく報告	自主防災組織の調査に基づく報告
災害対策本部関係部署の調査に基づく報告	その他関係機関・団体の調査に基づく報告

なお、安否確認の際には、関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報を集約するなど、確実な安否確認ができる体制を整備することとする。

2 安否情報窓口の設置

災害時には、避難行動要支援者支援班に安否情報窓口を設置し、関係機関・団体や避難支援者による安否確認の結果と安否情報を集約するとともに、避難行動要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応する。

VI 避難行動要支援者の避難誘導、避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時をはじめ、災害が発生する恐れがあるため避難準備情報等を発表・発令した場合には、避難行動要支援者の安全な地域への避難誘導を行う。特に人的支援を要する避難行動要支援者については、それぞれの個別計画に基づいて、村と避難支援者、地域住民等が連携して避難誘導を行い、それ以外の避難行動要支援者については、基本的に地域（近隣）の共助により避難誘導を行う。そのため、村と実際に避難誘導を行う関係者において、避難誘導時のそれぞれの役割分担を平常時から明確にしつつ、相互に連携できる体制を整えておく。

避難経路は、地震時に倒壊・損壊の恐れがある場所や風水害時の初期に浸水が予想されるアンダーパスなどの危険箇所は避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を優先的に考慮するなど、何より安全な避難経路の確保に努めることとする。

2 避難所における支援対策

避難所等においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。特に体育館等で避難生活が長期化する場合には、畳やマットを敷く、間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等を増設するなど、避難所等の環境整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備は、備蓄により対応するほか、平常時から関係機関・団体、事業者と事前に協定を締結するなどの措置を講じておくこととする。

避難生活が長期化する場合には、高齢者・障がい者等の心身の健康管理や生活リズムの管理が重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、

生活不活発病等)の予防、福祉関係職員による心のケア等を必要に応じて実施する。同時に、避難行動要支援者の状況に応じて、福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きも行う。

また、行政区や自主防災組織、福祉関係者、避難支援者等の協力を得て、避難所等に相談窓口を設け、避難行動要支援者の要望等を把握する。その際には、女性や乳幼児に対する配慮も必要であることから、窓口には女性を配置する。

なお、発災後、速やかに以上の支援対策を行うため、あらかじめ関係機関・団体、事業者等と協定を締結するなど、平常時からそれぞれの役割分担を明確にしておくこととする。

3 福祉避難所の指定

避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整えた福祉避難所をあらかじめ指定するよう努めるものとする。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ相談職員等の確保が比較的容易な福祉センターや社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

また、福祉避難所の指定にあたっては、把握した避難行動要支援者情報から福祉避難所への避難が必要な者の状況を把握した上で、施設の管理者等と事前に協定を締結するなどにより、災害時に必要数を確保できるよう努めるものとする。

なお、福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法について避難行動要支援者を含む地域住民に周知するとともに、福祉関係者等の十分な理解を得るものとする。

VII 避難行動要支援者参加型防災訓練の実施

1 避難行動要支援者参加型避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難支援対策を有効に機能させるためには、避難行動要支援者本人を含めた近隣住民同士のつながりと協力関係、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠である。これらは、日常生活における声かけや見守り活動、地域における各種活動を通じて築き上げられるものである。

災害発生時の避難誘導にあたっては、協力・信頼関係に加えて、迅速性と適切性、そして何より安全性が求められる。そのため、災害発生時における避難誘導を重要視した、実践的な防災訓練を実施する必要がある。

防災訓練は、避難行動要支援者の居住情報の共有、避難準備情報等の伝達方法の確認、具体的な避難支援方策の検証、避難経路における障害物の確認等を目的に行う。このような訓練は、避難行動要支援者や避難支援者をはじめ、地域住民の積極的な参加が重要であることから、村の総合防災訓練や土砂災害・全国統一防災訓練等にあわせて行うこととする。

VIII 個別計画作成の進め方

1 個別計画作成の推進

災害が発生し、又はその恐れが高まった時、避難行動要支援者に対しては、それぞれの特徴やニーズを理解した上で、避難誘導等を迅速かつ適切に行う必要がある。特に人的支援を要する避難行動要支援者は、その一人一人について誰が支援して、どこの避難所に避難させるのか等といった、個別計画をあらかじめ作成しておく必要がある。

この個別計画については、関係機関・団体の意見をはじめ、広く住民の意見を聴きながら、次の具体的な事項を検討しつつ、作成を推進するものとする。

-
- 個別計画を作成すべき避難行動要支援者の基準（年齢要件や障がいの等級、支援を必要としている度合い等）
 - 避難行動要支援者情報の収集に関する詳細な実施方法（白馬村避難行動要支援者登録制度）
 - 関係機関・団体との連携のあり方
 - 避難行動要支援者情報に関する基本情報の共有のあり方
 - 避難支援者の募集方法や決定方法
 - 個別計画に記載する避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等
-

個別計画は、IIの2により登録された者のうち、特に人的支援を要する避難行動要支援者一人一人について、別紙様式により作成することを基本とする。

なお、個別計画の作成にあたっては、支援すべき避難行動要支援者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立する恐れがある地域の者を重点的・優先的に進めることとする。

2 避難支援者の決定

特に人的支援を要する避難行動要支援者については、個別計画を作成する中で、避難行動要支援者の意向を尊重しつつ、個々に対応する避難支援者を決定する。避難支援者は、原則として、避難行動要支援者1名につき複数名を選出する。

なお、避難支援者による支援は任意の協力により行われるものであること、また、避難支援者の不在や被災などにより支援が困難となる場合もあり、何より避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて、避難行動要支援者に十分に説明した上で、理解を得ることとする。

3 守秘義務の確保

個別計画には、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれていることから、その取扱いには十分に留意しなければならない。

そのため、個別計画を配布（共有）する先は、避難行動要支援者本人及びその家族、村の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等の避難行動要支援者が同意した者に限る。なお、配布する際には、誓約書を求めるなどといった措置を講じることにより守秘義務を確保する。

4 個別計画の管理

個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申請があった場合は、速やかに個別計画を更新し、常に最新の情報により管理することとする。

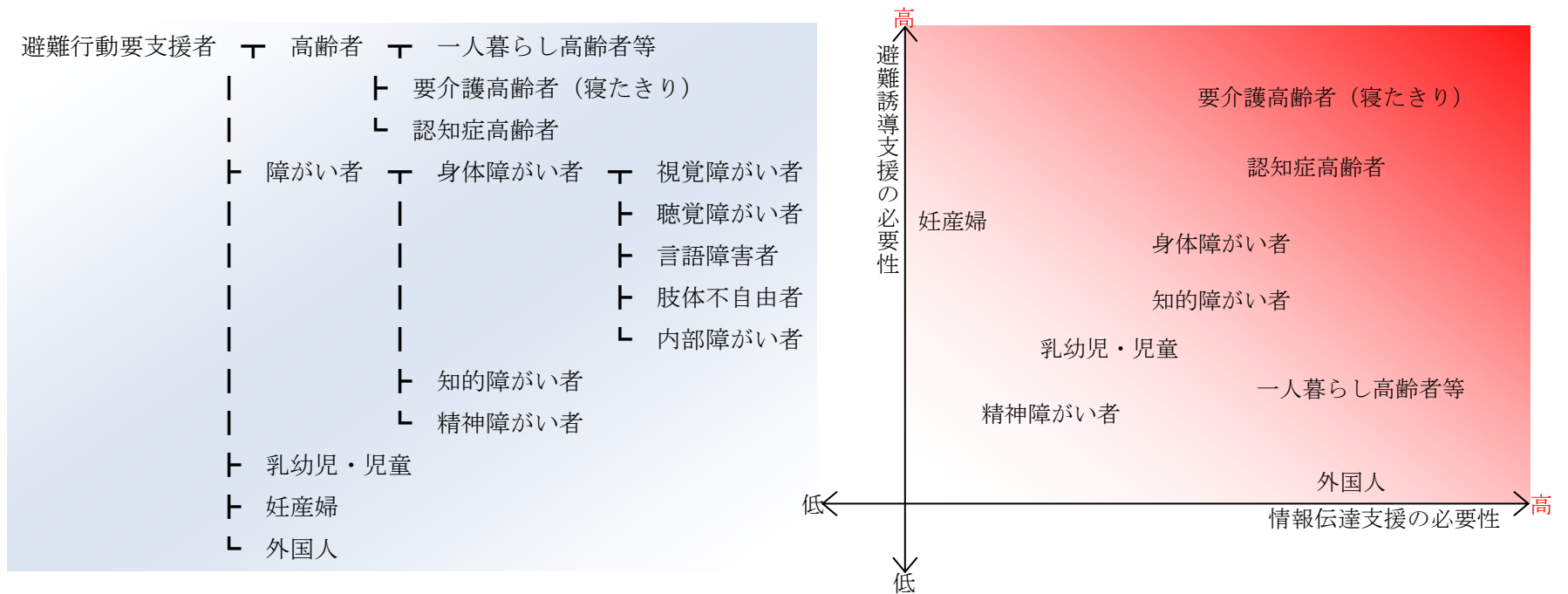
また、個別計画は、3で定めた先以外の者が閲覧することのないように管理するとともに、災害発生時の緊急の閲覧に応じることができるように適正に管理することとする。なお、個別計画を電子情報で保管する場合には、パスワード等により管理し、紙媒体で保管する場合は、施錠付きの保管庫に保管するなど、情報管理には十分に配慮することとする。

IX 避難支援プラン実施の流れ

1 実施に向けて準備すべきこと（計画レベル）

	村	民生児童委員	社会福祉協議会	包括支援C	行政区	自主防災組織	消防団
第1段階	個別計画を作成すべき避難行動要支援者の基準を検討						
第2段階	避難行動要支援者登録制度の実施	登録制度の周知、個別計画の作成推進（同意方式）、避難支援者の決定、支え合いマップづくり					
第3段階	避難行動要支援者情報の共有、日常的見守り活動の実施、避難行動要支援者参加型防災訓練（情報伝達・避難支援体制の確認）						

(1) 第1段階「個別計画を作成すべき避難行動要支援者の基準を検討」・・・ 民生児童委員会（民生児童委員、社会福祉協議会、包括支援C）対象とする避難行動要支援者の定義は、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握・判断して、安全な場所へ避難するといった、一連の行動をとるのに支援を要する者とする。
この定義から該当者を判断すると、次の区分のような者になる。また、これを支援の必要性に応じて分類すると、概ね下図のようになる。



避難誘導支援と情報伝達支援の両面において必要性が高いエリアに分布している区分は、特に人的支援を要する避難行動要支援者といえる。これと同様に、それぞれの区分において、年齢や障がいの等級、支援を必要としている度合い等により細分類化・分布をし、特に人的支援を要するといった点から、個別計画を作成すべき（支え合いマップにマッピングすべき）避難行動要支援者の基準を決定する。

区分	特徴等
介護保険における要介護・要支援認定者	要支援1・2、要介護1・2・3・4・5 食事、排泄、衣服の脱着、入浴などの日常生活をする上で、他人の介助が必要であり、自力で行動できない
一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯	基本的には自分で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある
認知症高齢者	記憶が抜け落ちたり、幻覚があらわれたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある
障がい者	身体障がい者（視覚、聴覚、言語、肢体不自由者、内部）、知的障がい者、精神障がい者
妊産婦及び乳幼児	自力で行動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い、年齢が低いほど養護が必要である
日本語に不慣れな在住外国人	日本語で情報を受けたり、伝達することが十分できない人が多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い

(2) 第2段階「避難行動要支援者登録制度の実施」・・・ 村

白馬村避難行動要支援者登録制度を創設し、避難行動要支援者に関する情報について、どのような情報を、どのような方式で、どのように収集するのか、また、収集した情報をどのように管理するのか、非常時にはどのように取り扱うのかなどといった点を明確にする。

(3) 第2段階「登録制度の周知、個別計画の作成推進（同意方式）、避難支援者の決定、支え合いマップづくり」・・・ 地区推進組織

避難行動要支援者に関する情報は、まず、村や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の通常業務等を通じて把握した情報を地区推進組織と共有し、その後、個別計画の作成にあたって必要な情報をきめ細かく把握するため、地区推進組織が同意方式^{*1}により避難行動要支援者本人から登録意向を確認しつつ進めることとする。また、手上げ方式^{*2}は、登録を広く呼びかける方法の一つとして位置づけ、村が実施することとする。

避難支援者は、個別計画を作成する中で、避難行動要支援者の意向を尊重しつつ、個々に対応する避難支援者を決定する。避難支援者は、原則として、避難行動要支援者1名につき複数名を選出する。

こうして作成した個別計画をベースに、それぞれを住宅地図にマッピングして住民支えあいマップとする。

i 地区推進組織について

個別計画には、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれていることから、配布（共有）する先は、避難行動要支援者本人及びその家族、村の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等の避難行動要支援者が同意した者に限るなど、守秘義務を確保する措置を講じなければならない。

この点については、地区推進組織も十分に留意する必要がある。特に個別計画の作成を推進するにあたっては、村や社会福祉協議会、地域包括支援センター等が保有する情報を地区推進組織と共有することから、推進組織の中でも実際に推進にあたる者は、地区役員と民生児童委員などに限定する必要がある。

ただし、制度の周知や支え合いマップづくりにあたっては、地区役員の範囲を広げるなど、より多くの協力者と理解者を得て進めることが望ましい。

(4) 第3段階「避難行動要支援者情報の共有、日常的見守り活動の実施、避難行動要支援者参加型防災訓練（情報伝達・避難支援体制の確認）」へ

2 災害時に実施すべきこと（実行レベル）

